VHF 帯航空無線電話ナロー化に関する技術的条件(素案)

1 概要

これまで、25kHz のチャネル間隔で運用してきた VHF 帯の航空無線電話について、8.33kHz のチャネル間隔でも使用可能となるよう、技術的条件の見直しを行う。

なお、技術的条件の内容は、原則として、航空局側は「ICAO ANNEX10」に記載の内容を、航空機局側は「RTCA DO-186a/b」に記載の内容を採用する。

2 技術的条件

8.33kHz のチャネル間隔で使用する際の技術的条件の素案を下表に示す。

<① 航空局(地上側)の技術的条件>

基準項目	基準内容	関連条文	備考
周波数の許容偏差	【送信機能:オフセット キャリアシステムを除 く。】 ① 変動 ±0.0001% ② 設定範囲 ±0.001% 【受信機能】 _ ±0.0001%以下	設 5 条 (別表 1 号)	
スプリアス発射の 強度の許容値	1) 25W を超える場合 1mW 以下であり、か つ基本周波数の平均電力より 60dB 低い値である。 2) 25W 以下の場合 25 μ W 以下であること。	設第7条 (別表3号)	ANNEX10 VOLUMEIIIでは、 無線通信規則に示 される値を参照し て規定。 8.33kHz システム に お い て は ANNEX10 VOLUME III の値 を採用。
空中線電力の 許容偏差	上限 50% 下限 20%	設 14 条	無線設備規則は現 状を維持。

変調	送信装置は、音声その他の周波数によつて搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において(±)100%をこえない範囲に維持されるものでなければならない。	設 18 条	無線設備規則は現状を維持。
副次的に発する電波 の限度	4nW 以下	設 24 条	無線設備規則は現 状を維持。
変調度	0.85 以上過変調せずに最大実用値で平均変調度を維持する方法を講じるべきである。	設 45 条の 10	ICAO ANNEX10 VOLUME Ⅲ の値 を採用。
総合周波数特性	変調周波数 350Hz から 2500Hz において 6dB 以 内	設 45 条の 12	無線設備規則は現状を維持。
送信装置 変調方式	振幅変調方式	設 45 条の 15	無線設備規則は現 状を維持。
送信装置総合歪率	変調周波数 1000Hz で 80%の変調をした場合に おいて、10%以下	設 45 条の 15	無線設備規則は現状を維持。
送信装置総合周波数特性	変調周波数 300Hz から 3000Hz まで 6dB 以内。 ただし、これにより達し 得る効果と同等以上の効果を上げる性能を有する と認められた場合は、この限りではない。	設 45 条の 15	無線設備規則は現状のままでよいか要検討。
送信装置 信号対雑音比	変調周波数 1000Hz で 80%の変調をした場合に おいて、30dB 以上	設 45 条の 15	無線設備規則は現状を維持。
受信装置感度	信号対雑音比を6dBとするために必要な受信機入力電圧が、1000Hzの周波数で30%変調をされた	設 45 条の 15	無線設備規則は現状を維持。

	2 18 4 2 2 2 2		
	ものの場合において、5		
	μV 以下		
	1000Hz の周波数で 30%		
	変調をされた受信機入力		
	電圧を受信装置の最大感		
	度の点から 6dB 高い値で		
	加えた場合において、当		
	該装置の最大感度時にお		
	ける出力と同等の出力と		
	なるときの幅が割当周波		
	数から当該割当周波数の		
	(±)0.005%(一定の方向		
	にある航空機局と航空交		
受信装置	通管制に関する長距離通		 下線部は ICAO
一信号選択度にお	信に使用するものにあつ	設 45 条の 15	ANNEX10より。
ける通過帯域幅	ては、5kHz)以上		ANNEATO & 9.
	<u>ただし、8.33kHz 間隔対</u>		
	応受信機については、受		
	信感度で規定される信号		
	が割り当て周波数		
	<u>(2.2.2.2 項)から±</u>		
	0.0005%以内で、十分に		
	理解できる可聴周波数出		
	力を提供しなければなら		
	ない。(有効受信帯域幅に		
	は、ドップラーシフトを		
	<u>含む。)</u>		

(下線部が従来からの変更箇所)

<② 航空機局(機上側)の技術的条件>

基準項目	基準内容	関連条文	備考
	【送信機能】		
国連数の教室原業	$\pm 0.0005\%$	設5条	
周波数の許容偏差	【受信機能】	(別表 1 号)	
	$\pm 0.0005\%$		
	(別表第三号 2(1):		現状の設備規則の
スプリアス発射の	70MHz を超え	設第7条	内容には手を加え
強度の許容値	142MHz 以下及び	(別表 3 号)	ず、RTCA
	144MHz を越え		DO-186b におい

			T
	146MHz 以下)		て追加されたハーモニ
	①帯域外領域におけるス		クス周波数の規格を
	プリアス発射の強度の		新たに追記。
	許容値:		
	(50W を越えるもの、		
	1W を越え 50W 以下)		
	1mW以下であり、か		
	つ基本周波数の平均電		
	力より 60dB 低い値		
	(1W以下) 100μW以		
	下		
	②スプリアス領域におけ		
	る不要発射の強度の許		
	容値:		
	(50W を越えるもの)		
	50 μ W 以下又は基本		
	周波数の搬送波電力よ		
	り 70dB 低い値		
	(1Wを越え50W以下)		
	基本周波数の搬送電力		
	より 60dB 低い値		
	(1W以下) 50 µW以下		
	(1W 以 γ) 30 μ W 以 γ		
	③ハーモニクス輻射は-60dBc		
	<u>をよりも大きいこと。</u>		
	(GNSS バンド		
	<u>(1559-1610MHz)に</u>		
	<u>ついては-60dBm以下)</u>		
空中線電力の	上限 50%	=7L 1 4 /9	無線設備規則は現
許容偏差	下限 20%	設 14 条	状を維持。
	送信装置は、音声その他		無線設備規則は現
	の周波数によつて搬送波		状を維持。
	を変調する場合には、変		
変調	調波の尖頭値において	設 18 条	
	(±)100%をこえない範		
	囲に維持されるものでな		
	ければならない。		

副次的に発する電波 の限度	4nW以下	設 24 条	無線設備規則は現 状を維持。
変調度	0.85 以上	設 45 条の 10	
総合周波数特性	変調周波数 350Hz から 2500Hz において 6dB 以内 変調周波数 300Hz から 10kHz において送信機スペクトラムが図 2.1.2 の設定値を超えないよう規定されている。入力レベルについては、次のとおり調整される。入力信号レベルは、1000Hzで70%の変調が可能となるように調整される。入力信号の周波数は、300Hz から 10kHz の範囲で変化し、300Hz と 800Hz の間ではレベルは一定しており、800Hz と 10kHz の間ではロープで変化する。	設 45 条の 12	下線部は RTCA DO-186a/b より。
総合歪みおよび雑音	1000Hz の周波数で少な くとも 85%の変調を生ず る入力レベルと等しいレ ベルで.350Hz、1000Hz、 2500Hz の周波数によっ て変調した場合、全復調 出力とその中に含まれる 不要成分の比が 12dB 以 上	設 45 条の 12	無線設備規則は現状を維持。
受信装置 感度	信号対雑音比を6dBとするために必要な受信機入	設 45 条の 12	無線設備規則は現 状を維持。

	力電圧が、1000Hzで30%		
	変調されたものの場合に		
	数 		
			下線部は RTCA
	1000Hz30%変調の入力		
	電圧を最大感度の点から		DO-186a/b より。
	6dB高い値で加えた場		
	合、当該装置の最大感度		
	時における出力と同等出		
	力になるときの幅が、割		
受信装置	当周波数から当該割当周		
一信号選択度(通	波数の±0.005%(オブセ	設 45 条の 12	
過帯域幅)	ットキャリアを受信する		
	場合は、割当て周波数か		
	ら±8kHz)以上		
	<u>ただし、8.33kHz 間隔対</u>		
	<u>応受信機については、</u>		
	<u>6dB 低下の幅は±</u>		
	<u>2.778kHz 以上</u>		
	1000Hz で 30%変調の入		下線部は RTCA
	力電圧を加えた場合の最		DO-186a/b より。
	大感度時における出力と		
	同等の出力となるとき		
	の、当該受信機入力電圧		
受信装置	の 40dB 低下の帯域幅が		
一信号選択度(減	±17kHz以内、60dB低	設 45 条の 12	
衰量)	下の帯域幅が±25kHz以		
	内		
	ただし、8.33kHz 間隔対		
	応受信機については、		
	60dB 以下の幅は±		
	7.37kHz 以内		
受信装置			無線設備規則は現
一信号選択度(ス			状を維持。
プリアスレスポン			
ス(航空局を含	60dB以上	設 45 条の 12	
む。))			
30//			
	20 μ V 以上 500 μ V 以下		下線部は RTCA
実効選択度(混変	の希望波入力電圧を加え	設 45 条の 12	DO-186a/b より。
人///区///区 (IE)	12日上以八八甲上で加入		20 100ab & 70

調特性(航空局を	た状態の下で、希望波か	
含む。))	ら 50kHz 以上離れ、かつ	
H 43.77	1000Hz で 30%変調をさ	
	れた 10mV の妨害波(周	
	波数は 100MHz 以上	
	156MHz 以下)を加えた	
	場合において、混変調に	
	よる受信機出力が定格出	
	力に比して-10dB以下	
	ただし、8.33kHz 間隔対	
	応受信機については、妨	
	害波に受信機が同調でき	
	る上下の次々隣接チャネ	
	ルを含む。	
	1000Hz30%変調 20 μ V	 無線設備規則は現
	の希望波入力を加えた状	状を維持。
	態で、以下の妨害波を加	V - 11-1 10
	えた場合に、受信機出力	
	の信号対雑音比が 6dB以	
	上	
	① スプリアスレスポン	
	ス周波数及び	
	100MHz 以上	
点 仁 	156MHz 以下の周波	
受信装置	数(希望波から	
実効選択度(感度	25kHz 以内を除く) 設 45 条の 12	
抑圧効果(航空局	で受信機入力 10mV	
を含む。))	の妨害波	
	② 25kHz以上、	
	1215MHz 以下の周	
	波数(スプリアスレ	
	スポンス周波数及び	
	100MHz 以上	
	156MHz 以下の周波	
	数を除く)で受信機	
	入力 200mV の妨害	
	波	
受信装置	① 調周波数が 350Hz か設 45 条の 12	無線設備規則は現
実効選択度(総合	ら 2500Hz までにお	状を維持。

周波数特性(航空	いて 6dB 以内		
局を含む。但し②	② オフセットキャリア		
を除く。))	を受信する場合、①		
	に加えて変調周波数		
	が 2500Hz を超える		
	場合は、変調周波数		
	ごとに減衰(変調周		
	波数 5000Hz におい		
	て、1000Hzのときの		
	出力に比して-18dB		
	以下) すること		
	① 1000Hz30%変調さ		
	れた受信機入力電圧		
	を 10 μ V から 10mV		
	まで変化させた場合		
	において、可聴周波		
	数の出力の変化が		
	10dB 以内。		
	② 1000Hz30%変調さ		
	れた受信機入力電圧		
	を瞬時に 200mV か		
受信装置	ら 10 μ V に変化させ		
実効選択度(自動	たときの可聴周波数		無始乳農用別は粗
音量調整装置の特	の出力が定常状態の	設 45 条の 12	無線設備規則は現場はおります。
性(航空局を含	出力に比して、±3dB		状を維持。
む。)	の値になるまでの時		
	間が 0.25 秒以内。		
	③ 信から受信(受信機入		
	力電圧は		
	1000Hz30%変調 10		
	_μ V とする)に切り替		
	えたとき可聴周波数		
	の出力が定常状態の		
	出力に比して±3dB		
	の値になる時間が		
	0.25 秒以内。		
受信装置	1000Hz30%変調 20 μ V		無線設備規則は現
実効選択度(利得	の受信機入力を加えた場	設 45 条の 12	状を維持。
(航空局を含む。)	合において、定格出力に		ν · C //μ4 4 0

	比して-10dB 以上の出力		
	が生ずること		
受信装置	出力を 40dB 以上減衰で		
実効選択度(出力	きること(出力レベルの		無線設備規則は現
の制御(航空局を含	制御器を有するものに限	設 45 条の 12	状を維持。
む。)	る)		
	① 350Hz から 2500Hz		
	までの周波数で 85%		
	変調をされた 10mV		
	の受信機入力電圧を		
	加えた場合におい		
	て、定格出力とその		
	中に含まれる不要成		
	分との比が 12dB 以		
受信装置	上		
実効選択度(総合	② 350Hz から 2500Hz	設 45 条の 12	無線設備規則は現
歪み及び雑音(航空	までの周波数で 30%	双 40 未 0 12	状を維持。
局を含む。)	変調をされた 10mV		
	の受信機入力電圧を		
	加えた場合におい		
	て、出力が定格出力		
	に比して±10dB以		
	内のとき、当該出力		
	とその中に含まれる		
	不要成分との比が		
	16.5dB以上		
	1000Hz30%変調をされ		
	た 200 μ V から 10mV ま		
受信装置	での入力電圧を加えた場		
実効選択度(雑音	合、定格出力を得ること	設 45 条の 12	無線設備規則は現
レベル(航空局を含	ができるように利得を調	20 7K 2	状を維持。
む。)	整したとき、無変調時の		
	出力が定格出力の 25dB		
	以下		

隣接チャネル除去機 能	下記に示すような希望波 と妨害波の隣接チャネル 除去比(希望波および最 低妨害波のレベル比)は 少なくとも 45dB でなけ ればならない。 【希望波】 レベル:信号対雑音比 は 20dB となるよう に調整 変調度:1000Hz で 60%変調 周波数:選択した周波 数 【干渉波】	設 45 条の 12	RTCA DO-186b 2.2.16 「Adjacent Channel Rejection-Class E Receivers Only」 より
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	は 20dB となるよう に調整 変調度:1000Hz で 60%変調 周波数:選択した周波 数	設 45 条の 12	2.2.16 「Adjacent Channel Rejection-Class E Receivers Only」

(下線部が従来からの変更箇所)